様式第７号（第13条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

八頭町長　　　　　　　　　　　印

八頭町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

　　　年　　月　　日付で支給決定した犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）について、下記の理由により、取り消しますので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 犯罪被害者等見舞金の種類 | 遺族見舞金・傷害見舞金 |
| 支給済金額 | 円 |
| 返還請求額 | 円 |
| 理由 |  |

（注）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（実施機関に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する実施機関の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、八頭町を被告として（訴訟において八頭町を代表する者は、実施機関となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

２　お問い合わせ先：御不明な点は町民課（電話番号0858-76-0211）にお尋ねください。